

公 告

大隅河川国道事務所管内（直轄道路）における災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成27年1月26日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 加藤 仁志

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄道路管理区間において発生した災害について、緊急的に応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は直轄道路管理区間とし別図－1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設（別図－2）に関して、応急対策を要する災害についても対象とし、基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 平成27年 4月 1日（予定） ～ 平成28年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び、資機材保有状況を総合的に評価して協定締結業者（鹿屋国道維持出張所管内のうち、①国道220号管内10社程度、②東九州自動車道管内5社程度、垂水国道維持出張所管内10社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合には、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害の発生がなかった場合等は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度一般土木工事に係る（C～D）等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度一般土木工事に係る（C～D）等級、又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成27年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。

(4) 希望する基本協定締結区間については、本店の所在地から各出張所に概ね60分以内で到達できること。また、本店の所在地が大隅河川国道事務所管内の市町村にあること。（表-3のとおりとする）

（表-3） 各出張所管内における該当本店所在地

出張所管内	対象区間名	協定締結業者数	本店の所在地
鹿屋国道維持 出張所管内	①国道220号	10社程度	志布志市、鹿屋市、垂水市、曾於市、肝付町、東串良町、大崎町、南大隅町、錦江町
	②東九州自動車道	5社程度	
垂水国道維持 出張所管内	国道220号 国道224号	10社程度	垂水市、鹿児島市の桜島島内、鹿屋市、

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における維持修繕工事又は一般土木工事に係る（C、D）等級の有資格業者（平成26年度現在のランクが（C、D）ランクであれば可）の認定を現在まで継続して受けていること及び平成28年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 (電話 0994-65-2997)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当：道路管理課長 (内線431)

管理係長 (内線432)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成27年1月26日(月)から平成27年2月20日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成27年1月26日(月)から平成27年2月20日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 提出場所：上記3.(2)②に同じ

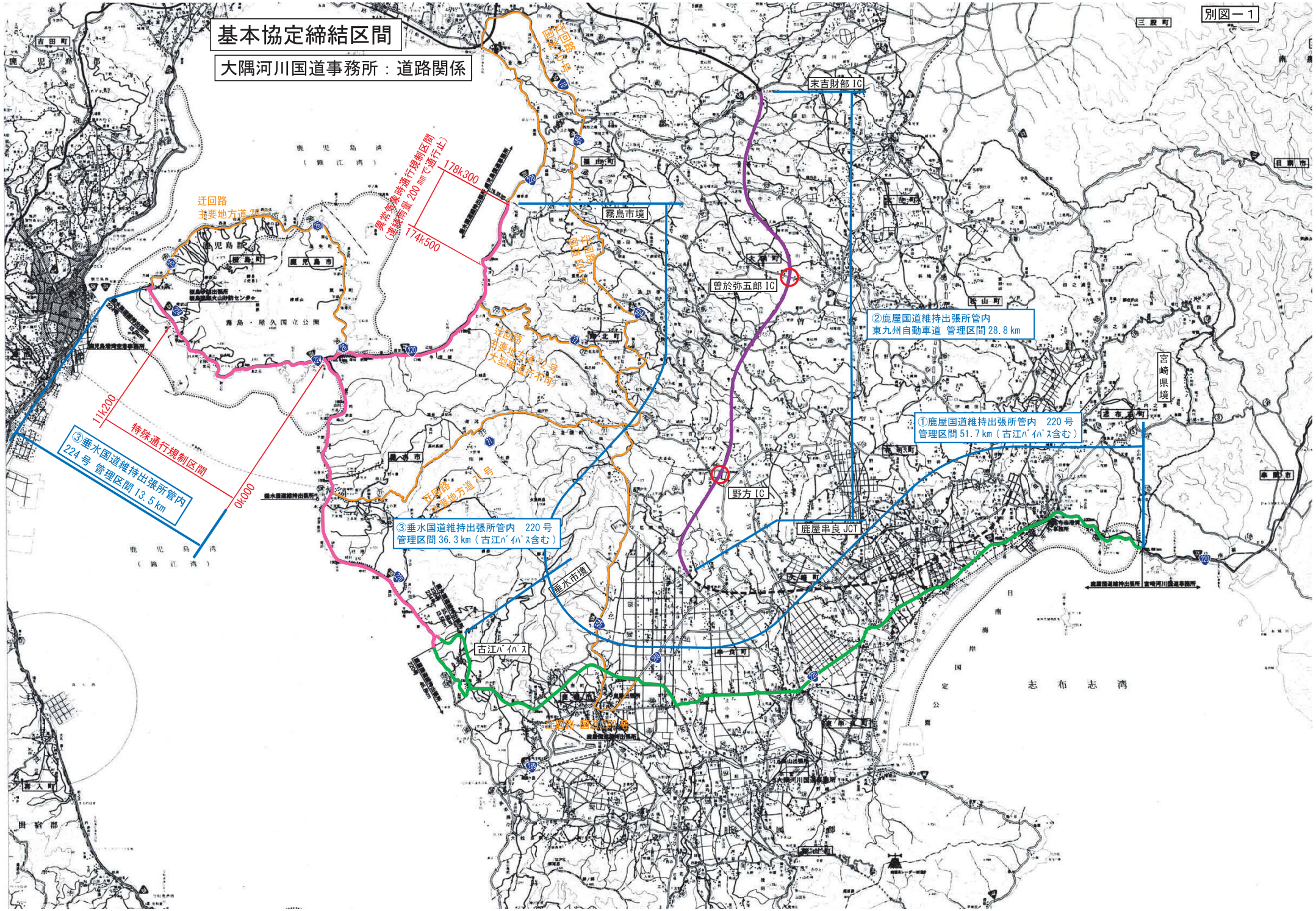
③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

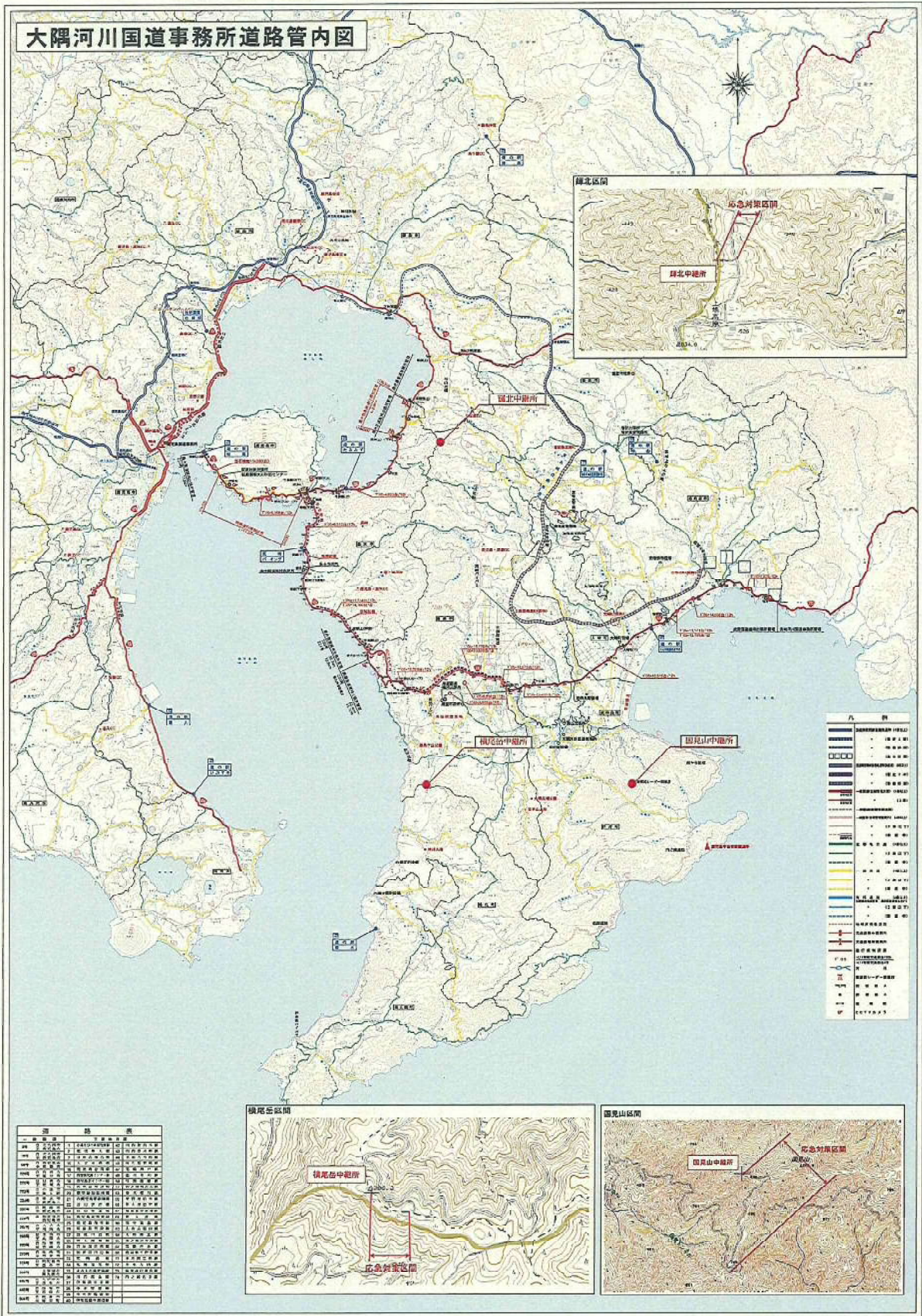
4. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

基本協定締結区間

大隅河川国道事務所：道路関係





別図11-11 隼北河川国道事務所道路管内図